

# 一般社団法人サーキュラーエコノミー・ジャパン会員規約

## (目的)

第1条 この規程は一般社団法人サーキュラーエコノミー・ジャパン（以下「当法人」という。）の定款第5条以下の規定に基づき、当法人の会員の入会及び会費等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (入会手続)

第2条 この法人の会員になろうとする者は、別紙の入会申込書の提出及び会費等の納入により申し込みを行い、代表理事の承認を得るものとする。

2 次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、この法人は入会を承認しない場合がある。なお、入会を承認しない場合、その理由は開示しない。

- (1) 入会申し込み時の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
- (2) 過去に除名あるいは会員資格の喪失がある場合
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロその他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者（以下「反社会的勢力」という）であることが疑われる場合
- (4) その他この法人が、入会につき不適當な事由があると判断した場合

## (会費)

第3条 当法人の会費は、次のとおりとする。

会員区分	会費（年額）	
法人会員	法人従業員数 (A) 1名～100名	120,000円
	(B) 101名以上	600,000円
個人会員	10,000円	

2 退会、除名、会員資格の喪失の場合であっても、既納の会費は返還しない。

## (会費等の徴収時期及び方法)

第4条 会費等の徴収時期及び方法は、次のとおりとする。

入会月及び毎年8月 当法人指定の銀行口座への振込

西武信用金庫 浜田山支店 普通 2116250

一社) サーキュラーエコノミー・ジャパン 代表理事 中石 和彦

2 年度途中での入会の場合は、月割り計算とする。

(提供サービス)

第5条 会員は、以下に掲げる提供サービスを受ける権利を有する。

項 目	法人会員	個人会員
当法人（C E J）ホームページに法人会員ロゴ、個人名表示	○	○
専門委員会への参加	○	
会員専用コンテンツへのアクセス権	○	
会員専用セミナー、イベント、ワークショップへの参加	○	○
セミナー、イベント等へ無料もしくは会員価格で参加	○	○
出張セミナー・講演・パネルディスカッション・ワークショップ費用特典	○	

(会員の義務)

第6条 本規約、当法人の定款ならびにその他本協会が定める規約、本協会との間で合意をした約定を遵守する。

- 2 サークュラーエコノミーの普及、啓発に積極的に協力し、当法人の発展に尽力する。
- 3 当法人からのアンケート、イベント告知等依頼事項について、可能な範囲で積極的に対応する。
- 4 会員は互いに親睦を深め、技術情報の交換、営業活動の協力を行う。

(変更の届出)

第7条 会員は、当法人に対する届出事項に変更が生じた場合には、速やかに書面にて届出を行わなければならない。

(任意退会等)

第8条 会員の退会、除名、会員資格の喪失に関する規程は、定款第7条から第9条の規定による。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は社員総会の決議による。

附則

この規程は、2019年8月8日から施行する。

(2019年8月8日社員総会決議)